



長野県報

10月30日(月)
平成18年
(2006年)
第1808号

目次

規則

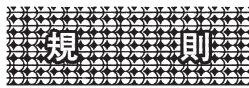
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則(警務課) 1

告示

- 昭和50年長野県告示第97号(騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定)の一部改正(地球環境チーム) 2
- 昭和50年長野県告示第114号(悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定)の一部改正(地球環境チーム) 2
- 昭和52年長野県告示第683号(振動規制法に基づく規制地域の指定)の一部改正(地球環境チーム) 2
- 平成6年長野県告示第130号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部改正(地球環境チーム) 2
- 平成11年長野県告示第182号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部改正(地球環境チーム) 2
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の存続期間の更新(自然保護チーム) 2
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく休猟区の指定(自然保護チーム) 4
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく銃猟禁止区域の指定(自然保護チーム) 5
- 高山鳥獣保護区の区域の変更(自然保護チーム) 7
- 技能教育施設の指定(高校教育チーム) 7
- 長野県選挙管理委員会規程(昭和30年選告示第1号)の一部改正(選挙管理委員会) 7
- 政治資金規正法事務取扱規程(昭和51年選告示第5号)の一部改正(選挙管理委員会) 8
- 政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程(平成8年選告示第3号)の一部改正(選挙管理委員会) 8

公告

- 争議行為の公表(労働福祉チーム) 8
- 随意契約の相手方の決定(健康づくりチーム) 8
- 土地改良事業の施行の同意(水と土・郷づくりチーム) 8
- 特定調達契約に係る落札者の決定(3件)(道路チーム) 9



警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年10月30日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

長野県公安委員会規則第11号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(昭和29年長野県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第7条第7項」を「第7条第9項」に改める。

第14条中「第7条第6項第2号」を「第7条第8項第2号」に改める。

第18条第1項第2号中「令」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則(平成18年国家公安委員会規則第23号。次号において「規則」という。)」に、「いずれにも」を「程度に」に改め、同項第3号中「令」を「規則」に改める。

様式第4号中「治ゆ年月日」を「治癒年月日」に改め、同様式の注の4中「該当等級」を「該当する障害等級」に改め、同注の5中「治ゆ」を「治癒」に改める。

様式第8号中「治ゆ」を「治癒」に改める。

様式第10号中「治ゆ年月日」を「治癒年月日」に改め、同様式の注の4中「該当等級」を「該当する障害等級」に改め、同注の5中「治ゆ」を「治癒」に改める。

様式第17号の注の3及び様式第18号の注の3中「該当等級」を「該当する障害等級」に改める。

様式第24号の注の2中「心身の故障により」を「身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に」、「にしか従事できない」を「以外の労務に服することができない程度以上の故障がある」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

警 務 課